

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
結核予防法による医療機関の指定(一三七・由利本荘保健所)	1
河川区域の変更による廃川敷地等(一三八・河川砂防課)	1

告 示

秋田県告示第百三十七号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤本荘薬局	由利本荘市岩瀬下九八二	平成十八年二月九日

秋田県告示第百三十八号
 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成十八年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 丸子川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年二月九日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
大仙市堀見内字元田茂木百四十九番一及び百四十九番二	土 地	五八一・三七平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 四 その他
 河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄